

(令和7年度予算分) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 群馬県板倉町
本事業の担当部局名 企画財政課

事業メニュー	結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム			
区分	一般コース			
関連事業メニュー	4.1 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム（一般コース）			
個別事業名	板倉町結婚新生活支援事業		新規／継続 （一般財源での実施も含む）	継続
実施期間	令和8年4月1日	～	令和9年3月31日	事業開始年度 令和7年度
総事業費（A）（円）	1,800,000	寄付金その他の収入等支額（B）（円）	0	差引額（A-B）（円） 1,800,000
対象経費支出予定額（円） ※補助率を乗じる前の額	1,800,000			
費用内訳（円）	個別事業の内容のとおり			
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け	＜自治体における少子化対策の全体像＞※全事業共通 過年度に引き続き、婚姻件数や婚姻率の低下に歯止めをかけるべく、結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行う。			
	＜本個別事業の位置付け＞ 結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行う。			

1. 概要

【対象費用】

☐ 住宅取得費用

☐ 住宅リフォーム費用

☐ 住宅賃借費用

☐ 引越費用

【補助対象要件】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載

所得要件

国基準

夫婦の合計所得が500万円未満

自治体独自基準

年齢要件

国基準

夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯

自治体独自基準

【補助上限額】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載

29歳以下
の場合

国基準

各費用に係る合計が60万円

自治体独自基準

39歳以下
の場合

国基準

各費用に係る合計が30万円

自治体独自基準

【その他独自要件】

2. 申請見込

①新規世帯見込

4

世帯

上記のうち

ともに29歳以下

2

世帯

その他

2

世帯

②継続補助世帯見込

0

世帯

（継続補助制度の有無）

有

【世帯数積算根拠】

・令和7年度の実績や近隣自治体の申請見込数を元に、当時の人口規模を勘案して申請見込数を算出。

（参考）

【令和7年度申請状況】 実施中

申請世帯数見込

1

世帯

～12月（実績）

0

世帯

1月～3月（見込）

1

世帯

【金額積算根拠】

＜上限額＞

（29歳以下）

2

世帯

×

600,000

円

=

1,200,000

円

（その他）

2

世帯

×

300,000

円

=

600,000

円

（継続補助）

0

円

合計

1,800,000

円

＜左記の上限額の合計を使用しない場合の積算＞

3. 広報の実施予定

広報紙、町ホームページ及び町公式LINEへの掲載を行う。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	婚姻率		人口千対	2.9(R9年度)	1.8(R5年度)
参考指標 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績値(時点)	
	合計特殊出生率			0.59(R5)	
	婚姻件数		件	24(R5)	
	婚姻率			1.8(R5)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	番号	項目			
	(アウトプット)				
	①	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	80(R8年度)	----
	(アウトカム)				
	①	結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムに関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80(R8年度)	----
②	結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムに関するアンケートにおける「地域に広げられていると感じた世帯の割合」	%	80(R8年度)	----	